



平成 31 年 2 月 1 日  
観 光 庁

## 9 月末時点における民泊物件の適法性の確認結果について

住宅宿泊仲介業者及び旅行者※の平成 30 年 9 月 30 日時点における住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等の取扱物件について、関係自治体において行った適法性の確認結果を観光庁において取りまとめました。その結果は以下の通りです。

- 住宅宿泊仲介業者等 55 社の取扱件数の合計は延べ 41,604 件 であり、前回から 16,666 件 増加した。
- 「違法認定あり・削除対象」と、「適法性の確認不可・再報告対象」を合わせた 6,585 件 については適法と確認できず、合計件数に対する割合は約 16% であった（前回と比べて約 4 ポイント の改善）。

※ 9 月 30 日時点で登録済の住宅宿泊仲介業者 50 社（海外事業者：10 社、国内事業者：40 社）及び同法に基づく届出住宅の取扱いのある旅行者 5 社（全て国内事業者）の計 55 社

（単位：件、小数点四捨五入）

確認結果 施設の類型	違法認定なし ・修正不要	違法認定なし ・修正必要※①	違法認定あり ・削除対象	適法性の確認不可 ・再報告対象※②	確認中	合計
住宅宿泊事業法に基づく届出住宅	4,710	4,571	717	1,513	26	11,537
旅館業法に基づく許可物件	10,268	10,988	549	1,041	29	22,875
特区民泊の認定施設	454	3144	675	1,746	51	6,070
イベント民泊	0	3	141	53	0	197
その他※③	256	-	150	-	519	925
合 計	15,688	18,706	2,232	4,353	625	41,604
合計件数に占める割合	(38%)	(45%)	(5%)	(11%)	(2%)	(100%)
			適法と確認できなかったもの			
			6,585 件 (16%)			

※①…仲介業者の保有情報と自治体の保有情報が実質的に一致していると判断できるものの、相違内容が宿泊者に他の物件と誤解を生じさせる懸念があり、修正が必要なもの

※②…自治体の保有情報と部分的に一致する等明らかに違法とまでいえないが、自治体の保有情報と実質的に一致していると判断できず、違法性の疑いが強いもの

※③…短期賃貸借物件等

- 「違法認定あり・削除対象」又は「適法性の確認不可・再報告対象」となった主な理由としては、以下のとおり。(重複回答可としているため、割合の合計は100%超となる)
  - ・ 事業者の氏名等が異なっているもの : 37%
  - ・ 所在地が異なっているもの : 28%
  - ・ 施設名称が異なっているもの : 22%
  - ・ 届出番号が異なっているもの : 12%
  - ・ その他 : 52%
- 観光庁では、「違法認定あり・削除対象」の物件は速やかに削除、また、「適法性の確認不可・再報告対象」の物件は一定の期間内に正しい情報に修正されないものを削除するよう、住宅宿泊仲介業者等に対し順次指導を行った。
- 今後は、平成31年3月31日時点の掲載物件について、あらためて調査を行う予定。

【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 担当：波々伯部・坂野・久保  
TEL：代表 03-5253-8111 (内線 27-333、27-308)  
直通 03-5253-8330  
FAX：03-5253-1585